

※ 下線部分が加筆、修正箇所です。

移動販売車誘致事業募集要領

1 目的

公園等のスペースを活用した魅力づくりの一環として、移動販売車を活用した飲食物等の販売を実施することにより、公園のにぎわいや交流の場としての機能を活性化させます。

さらに、利用者の利便性及び快適性が増すことにより公園の魅力を高め、回遊性の向上及び公園の観光資源としての役割を果たしていくことを目的とします。

2 事業実施期間

平成31年4月1日（月）から令和4年（2022年）3月31日（木）まで

※ ただし、出店許可は年度ごとの処理とします。

3 出店場所

- (1) まつばら綾瀬川公園（草加市松江一丁目54番ほか）修景施設周辺
- (2) そうか公園（草加市柿木町地内272番1）入口広場周辺ほか
- (3) 松原団地記念公園（埼玉県草加市松原三丁目1638番6）広場周辺
- (4) 市が指定する場所（市が協議した場合）

※ 出店時は、必ず店頭で許可証を掲示すること

4 出店台数 3(1)から(3)までごとに最大5台程度を想定（先着順）

5 出店等について

(1) 出店期間について

各年度の4月1日から3月31日まで

(2) 必要な出店日数等について

各年度の許可時点から年度末までの土曜日、日曜日、祝日の1/3以上の出店が必須です。

任意で事業者が希望した平日も出店可能です。

なお、ゴールデンウィーク（4月29日から5月5日）、夏休み期間（7月20日から8月31日）、年末年始（12月24日から1月7日まで）の期間の平日に出店する場合は、土曜日、日曜日、祝日の出店扱いで出店必須の日数に加算できます。

また、イベント開催状況等により出店が認められない場合があります。

加えて、災害、疫病の流行など、都市公園の管理上特に必要（支障）があると認めた場合も、市の判断により出店許可を取り消す場合があります。

(3) 出店日の変更及び出店料（使用料）について

雨天等により出店を中止する場合には、市に事前に連絡してください。

なお、当初に出店申請した予備日への変更は可能ですが、予備日にも出店できなかった場合及び出店申請時に予備日を設定していない場合は、出店日の変更はできません。また、これらの場合、出店料（使用料）は返金（還付）しません。

(4) 出店許可について

出店許可については、出店申請を行い、市から行為許可書及び占用許可書が交付され、出店料（使用料）を前納することが条件となります。

6 営業時間

午前9時から午後5時まで

- ※ 設営は午前8時30分より前には行わないでください。
- ※ 営業開始時間を遅らせる（午前10時開店など）又は飲食物の売り切れ等による営業時間の短縮については、事前に市への連絡が必要です。
- ※ 営業時間内であれば、出店する時刻の短縮も可とします。
（例：午前10時から午後3時など 行為許可申請書提出時に記載のこと）

7 出店料（使用料）

月額3,000円

- ※ 出店期間分の総額を前納してください。
ただし、月の中で出店を開始する場合には出店日が属する月から各年度末までの月額総額を前納してください。
- ※ 今後の売上状況等を注視し、料金改定（値上）を行うことがあります。

8 販売可能物品について

- (1) 食品衛生法の規定に基づく営業許可範囲内の飲食物に限ります。
- (2) 酒類の販売はできません。
※ 営業許可の範囲内の飲食物であっても、状況（既存店舗の販売品目と重なる場合、公園利用者等からの苦情など）により、販売を認められない場合があります。

9 報告書等の提出

- (1) 報告書に記載する内容（すべて必須）
 - ① 各月の出店日ごとの来客数・売上
 - ② 出店中に利用者から販売品目等について要望があった場合、その要望内容
 - ③ 売上の傾向（ニーズに関する所見）
（例：飲み物は売れたが、食べ物は売れなかった。
ソフトクリームは売れたがホットドッグは売れなかった等）
- (2) 提出期限及び提出方法
翌月10日までに持参、FAX、郵送又は電子メールで提出

10 提出書類

出店申請に必要な書類は次のとおりです。

(1) 公園内行為許可申請書（1年毎に提出）

(2) 公園占用許可申請書（3か月毎に提出）

※ 同一年度内の(2)提出時は、(3)から(12)は原則添付不要。

ただし、下記「13 【重要】注意事項(9)」に抵触するものや、市が提出を求めた書類は除く。

(3) 食品衛生法に基づく営業許可証の写し（販売品目に応じた許可証であることが必要）

(4) 食品衛生責任者証又はそれに代わる資格証の写し

(5) 食品賠償責任保険（PL保険等）の加入証明書の写し

(6) 出店車両の車検証の写し

(7) 出店車両の写真（車幅、車高、ナンバープレート番号等が分かるもの）

(8) 事業概要書（様式任意）

(9) 直近の年度の地方税の納税証明書

(10) 直近の年度の国税の完納証明書

(11) 誓約書

(12) 出店レイアウト図（様式任意）

※ 出店時に使用する総面積が算出できるもの

（車両、看板、テーブル、椅子、パラソル等の配置・個々の面積等を記載）

(13) 出店予定日一覧表（様式任意）

11 出店資格

次の(1)から(5)までの要件を満たすことが出店の資格となります。

(1) 草加市内での営業に必要な公的機関が発行した営業許可証を有する者

(2) 食品衛生責任者又はそれに代わる資格を有する者

(3) 食品賠償責任保険（PL保険等）に加入していること

(4) 保健所が定める適切な衛生管理及び加工（調理等）が行える者

※ 出店許可申請の審査に当たっては、関係機関等に身分照会をする場合があります。

(5) 使用する車両の形状・重量が、公園施設に影響を及ぼさない範囲であること。

12 出店禁止事業者

次の(1)から(12)までのいずれかに該当する者は出店を禁止します。

- (1) 制限能力者（成年被後見人、被補佐人、被補助人及び未成年者）
- (2) 破産者であって復権していない者及び会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者等、経営状態が著しく不健全である者
- (3) 銀行取引停止処分を受けている者
- (4) 懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行が終わっていない者
- (5) 禁錮以上の刑に該当する罪を犯した容疑をもって拘留又は起訴された者で判決が確定していない者及び有罪判決を受け、刑期又は執行猶予期間が満了していない者
- (6) 過去3年以内に食品衛生法に基づく行政処分を受けた者
- (7) 集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがあると認められた者
- (8) 国税及び地方税を滞納している者
- (9) 暴力団関係者及びその繋がりがあるとされる者
- (10) 政治性及び宗教性のある事業者
- (11) 公序良俗に反する者及び各種法令に違反している事業者
- (12) 公園の円滑な運営に支障を来たす又はそのおそれのある事業者

13 【重要】注意事項

- (1) 移動販売車の搬入及び搬出は出店者各自で行ってください。
- (2) 電力、調理用の水、その他販売に関わるものは出店者各自で用意してください。
- (3) 火を使用する場合には、事前に必ず消防署と協議を行い、消防署の指導に従い消火器等の消火器具を設置してください。
- (4) 出店日は屋外にゴミ箱を設置し、排水及びゴミは出店者各自で持ち帰り、適正に処分してください。
- (5) 出店時間終了後は原状復旧してください。
- (6) 出店に起因する事故や苦情（販売品や営業方法に関するものを含む。）は出店者が全責任を負い、誠意をもって対応してください。
- (7) 食中毒予防のため保健所による改善指導を行う場合があります。
- (8) 出店中にBGM等は使用しないでください。
- (9) 「10 提出書類」で提出した書類のうち、許可期間中に期限が到来する書類（営業許可証、食品賠償責任保険、車検証等）については、適正に更新手続を行うとともに更新後の書類を速やかに提出してください。
- (10) 出店許可後に、次の事項に該当した場合、出店許可を取り消すことがあります。なお、出店許可取消しにより出店者に損害が生じても、市は一切の責任を負いません。
 - ① 出店禁止事業者であることが発覚した場合
 - ② 上記注意事項に違反する行為を行った場合
 - ③ 虚偽の出店申請が発覚した場合

- ④ 市に連絡なく出店を取りやめた場合
 - ⑤ 市と事前に協議なく営業時間を変更した場合
 - ⑥ 出店許可を受けた販売行為以外の行為を行った場合
 - ⑦ 許可なく大幅にレイアウトを変更した場合
 - ⑧ 「13 【重要】注意事項(9)の更新手続を行わない場合（市が進捗確認できない場合を含む）」
 - ⑨ 公序良俗に反する行為や各種法令に違反する行為をした場合
 - ⑩ 出店料（使用料）を納めない場合
 - ⑪ その他公園の円滑な運営に支障を来たす又はそのおそれのある行為をした場合
- (11) 出店料（使用料）は原則返金（還付）しません。
雨天等による出店の中止、当初に出店申請した予備日においても出店できなかった場合、当初出店申請時に予備日を申請せず日程変更できなかった場合又は上記(9)により許可を取り消した場合も含まれます。
ただし、災害、疫病の流行など使用者の責任によらない理由により都市公園を使用することができない場合は、市の判断により還付する場合があります。
- (12) 出店者は出店に伴い公園及び広場の施設並びに第三者に損害を及ぼしたときは出店者の責任において、その損害を賠償してください。
- (13) 移動販売車の破損、紛失等について、市は一切の責任を負いません。
- (14) 本要領に記載のないものを含め、出店 するために必要な費用は原則として出店者の負担となります。
- (15) 出店に関する権利を他者に譲渡することはできません。
- (16) 本要領に定めのない事項は、市と出店者で協議することとします。

14 出店申請書類提出先及び問合せ先

〒340-0014

埼玉県草加市住吉1-5-2 F Tビル5階

草加市みどり公園課 保全・育成係

電 話 048-922-1973（直通）

F A X 048-922-3145

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。